



自治労兵庫県本部書記長 尾西亮太郎

労働学校（実践編）第1講座

「労使交渉のススメ」

自治労兵庫県本部

(はじめに)



- ▶ 近年、交渉を経験した役員が減少しているように思える。そもそも交渉とはどんなものなのか？要求書の提出はお伺いをたてて出さなければならないもの？お願いすることと要求が同じになっていない？
- ▶ また、労働組合の必要性は「労働組合とは」の基礎編でも確認してきているように、「労働組合」はしっかりと法的根拠がある「組合」というエンジンが用意されている。しかし、少なくない単組において組合「エンジン」の整備が不十分であり、「組合運動」の運転にも慣れていない。
- ▶ **本日の実践編では安全運転で走り出そう。**

(本日の要点)

- ▶ 本日の講義では交渉に焦点を当てて労働組合の必要性を考えます。
- ▶ 講義の要点は
 - ▶ 1. なぜ交渉を行うのか
 - ▶ 2. 労働組合の強化は要求することから始まる
 - ▶ 3. 要求をおこなうためには
 - ▶ 4. 交渉の心得
- ▶ 以上です。

1-1. なぜ交渉を行うのか

- ▶ 働きやすい職場にするため・・・、労働条件の改善・・・、賃金の改善・・・、等
- ▶ 仕事8 自分8 休8 をめざす。
- ▶ 遊びって悪い事なのか
- ▶ 勤務時間通りに帰るのは悪い事なのか など
- ▶ そもそも労基法の基本は・・・当たり前前のごとを追及

1-2. なぜ交渉を行うのか

労働基準法

- ▶ 労働基準法の最低基準（最低賃金法、男女雇用機会均等法、労働安全衛生法も）
- ▶ 強行的な最低基準を定め、違反者には刑事罰を課すとともに（労基法117条以下）、「この法律に定める基準に達しない労働条件を定める行動契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、この法律で定める基準による」（13条）と規定。

2-1. 組合強化は要求することから始まる

- ▶ 憲法第28条では、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」とされています。
- ▶ 良い労働条件は、労働者自身が団結して労働組合を作って、自分たちで獲得しなさい」「使用者に対抗して、団体交渉や争議権という力を背景にして、自分たちで労働条件を守りなさい」と解されます。
- ▶ そのため、各自治体では、組合を結成し取り組みを進めています。

2-2. 組合強化は要求することから始まる



労働組合法

- ▶ 使用者と労働者の非対等な関係を集団的な労使関係として対等な関係にする組織法
- ▶ 団結権の行使による労働組合の結成で労組法が適用
- ▶ 労組の団体交渉権、そして使用者には4つの義務（判例法理）交渉応諾、誠実交渉、権限者の出席、労働協約締結の義務
- ▶ 団結権への介入、交渉権の拒否等は不当労働行為として禁止
- ▶ 団体交渉の結果は労働協約として労使を拘束、労使が締結した労働協約を下回る労働契約は無効

3-1. 要求をおこなうためには

- ▶ 労働条件の改善にむけ交渉を進めるためには県本部の闘争スケジュールに沿って職場オルグを開催し、要求書をまとめることから始める必要があります。
- ▶ 春闘（3月） → 人員確保闘争（6月） → 現業
公企統一闘争（6月・10月） → 確定一時金闘争
（11月） → 反行革・予算要求闘争（1月）
- ▶ 要求書の提出の基本は、交渉とします。



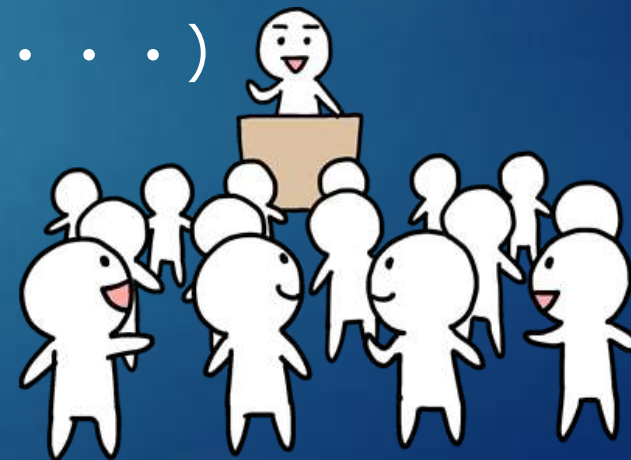
3-2. 要求をおこなうためには

- ▶ (1) 折衝とは
- ▶ 折衝とは、予備交渉とも言います。
- ▶ 交渉日時の設定や要求の趣旨を伝えます。
- ▶ また、当局側の考え方を聞き取り持ち帰ります。
- ▶ 本番の交渉ではないので、折衝で完結させないよう進めます。
- ▶ 基本は、当局側：課長、係長
- ▶ 組合側：書記長、書記次長で対応します。

4-1. 交渉の心得

(1) 位置づけの違い

- ▶ なかなか要求が通らない → 形だけであきらめムードになっていないか。
- ▶ 要求を迫及する → 組合員の愚痴からみんなの要求へ
(定年延長の交渉では・・・)
- ▶ 余談として
- ▶ 2. 6. 2の法則
- ▶ アリの黄金率など



4-2. 交渉の心得

(2) そもそも交渉とはどう進めるのか

- ▶ 1) 交渉は誰と？
- ▶ 2) 人数制限や時間の制限は？
- ▶ 3) 市政のことは管理職がしっかりとしてたら大丈夫？
- ▶ 4) 市をよくするには市議会ではダメなの？
- ▶ 5) 誰を納得させるのか

4-3. 交渉の心得

(3) 当局と組合の視点の違いとは？

- ▶ 1) 人事評価のあり方 →
- ▶ 当局：マイナス評価を追及する（下を作る）
- ▶ 組合：プラス評価の必要性（士気を上げる）



- ▶ 2) 民主主義の考え方 → 暴言に対する議員の対応では
- ▶ だめな政治家：すぐに訴えをおこし自分を守る
- ▶ 頑張る政治家：言論の自由（お互い様の精神）を追及する

4-4. 交渉の心得

(4) 交渉の権利を再確認しよう！

▶ 1) 確認書（書面協定）の必要性

(5) 番外編

▶ 1) 労働安全衛生委員会の活用

▶ 2) 組織内議員の活用

▶ 労働組合の権利を活用し働きやすい職場をめざして・



さあ準備は完了！ アクセル全開で交渉を始めよう！

県本部は各単組の交渉支援を全力でサポートします。



自治労兵庫県本部